茨城県において飲食店を複数店舗経営している申立人の、風評被害に基づく営業損害について、閉鎖した店舗については個別に廃業損害を算定し、会社全体については年度ごとに原発事故の寄与度を考慮し、平成２６年３月分までの賠償が認められた事例。

1075

和　解　契　約　書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社Ｘ（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

１　和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

・損害項目　　（１）営業損害（逸失利益及びＡの廃業損害）
　　（２）本和解仲介にかかる弁護士費用

・期　　間　　自　平成２３年３月１１日　至　平成２６年３月３１日

２　和解金額

被申立人は、申立人に対し、第１項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、４２，３２１，８４４円であることを認める。

内訳

（１）営業損害　　４１，０８９，１６９円

（２）本和解仲介にかかる弁護士費用　　１，２３２，６７５円

３　支払方法

（省略）

４　清算

申立人と被申立人は、第１項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（１）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

（２）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

５　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人及び被申立人がそれぞれ１通を保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成２７年５月１５日

（仲介委員　野田幸裕）